

秋田県町村電算システム共同事業組合公印規程

平成25年4月1日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、秋田県町村電算システム共同事業組合の公印の種類、取扱い、保管等に関して必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称及び寸法等)

第2条 公印の名称及び寸法等は、別表に定めるとおりとする。

(保管)

第3条 公印は、慎重かつ確実に取扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに、常にその印影を鮮明にしておかなければならない。

2 公印は、すべて鍵のかかる箱に納め、執務時間後は鍵をかけ、金庫その他鍵のかかる場所に保管し、万全を期さなければならない。

(保管者)

第4条 公印は、事務局長（以下「保管者」という。）が保管する。

(公印取扱者)

第5条 保管者の公印に関する事務を補佐するため、職員のうちから当該公印の取扱者（以下「公印取扱者」という。）を置くことができる。

2 公印取扱者は、保管者が指定する。

3 公印取扱者は、保管者の命を受け、公印の管理及び使用に関する事務を処理する。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第6条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印新調等申込書（第1号様式）により管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合には、管理者は、これを審査し、

その必要があると認めるときは、当該公印を新調し、改刻し、又は廃止するものとする。

(告示)

第7条 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、速やかに公印の名称、使用開始又は廃止の年月日及び印影その他必要な事項を告示しなければならない。

(公印の使用場所及び用途外使用の禁止)

第8条 公印は、保管者が定置する場所において、別表に掲げるそれぞれの用途にのみ使用しなければならない。ただし、特別な理由のため、定置する場所において使用することができないときは、保管者又は公印取扱者（以下「保管者等」という。）の承認を得て定置する場所以外の場所で使用することができる。

(公印の使用手続)

第9条 公印を使用しようとする者は、決裁済の原議書を保管者に提示しなければならない。

2 保管者は、前項の規定により提示された決裁済原議書を審査照合し、公文書として適当なものに限り、公印の使用を承認する。

3 保管者は、公印の使用を承認したときは、決裁済原議書の所定欄又は適当な箇所に承認の認印を押すものとする。

(模造公印)

第10条 事務処理の利便に資するため、印刷用凸版の模造公印を作製することができる。

2 模造公印の作製手続は、第6条の規定を準用する。

3 模造公印は、事務局長が保管する。

4 模造公印を使用しようとするときは、模造公印使用申請書を事務局長に提出しなければならない。

5 事務局長は、前項の規定により模造公印使用申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めるものにつき承認するものとする。

(印影の刷込み等)

第11条 事務処理上特に必要があると認められるときは、公印の印影

を刷り込むことにより、又は電子計算機若しくはファクシミリ内の電子データ記憶装置に記録した公印の印影を打ち出すことにより公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により公印の押印に代えようとするときは、公印印影刷込等承認申請書を事務局長に提出しなければならない。
- 3 事務局長は、前項の規定により公印印影刷込等承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めるものにつき承認するものとする。

(使用印肉)

第12条 公印の印肉は、朱肉を使用するものとする。ただし、前2条の規定による場合は、この限りでない。

(公印台帳)

第13条 保管者は、公印台帳（第2号様式）を作成し、これにすべての公印を登録しなければならない。（不用公印の保存）

第14条 保管者は、公印を改刻し、又は廃止したため使用しなくなったときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

- (1) 組合印及び秋田県町村電算システム共同事業組合管理者印 永年
- (2) 前号に定めるもの以外の公印 第6条の規定により改刻し、又は廃止した日の翌年度から起算して10年

2 保管者は、保存期間を経過した公印については、焼却、裁断等の方法により処分しなければならない。

(事故報告)

第15条 保管者は、公印の盗難は、紛失等の事故があったときは、公印事故報告書により、事故の状況を速やかに管理者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

組合印

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個 数	用途	ひな形
秋田県町村 電算システム 共同事業組合印	てん書	方 30	木印	1	組合名をも ってする文 書	秋田県町村 電算シス テム共同 事業組合 印

職印

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個 数	用途	ひな形
秋田県町村 電算システム 共同事業組合 管理者之印	てん書	方 21	木印	1	管理者名を もってする 文書	秋田県町村 電算シス テム共同 事業組 合
秋田県町村 電算システム 共同事業組合 会計管理者之印	てん書	方 21	木印	1	会計管理者 名をもつて する文書	秋田県町村 電算シス テム共同 事業組 合 会計 管理者 之 印

第1号様式（第6条関係） （用紙 日本工業規格A4縦長型）

公 印 新 調 等 申 出 書

秋田県町村電算システム共同事業組合管理者 殿

保管者

次のとおり申し出します。

1	申 出 区 分	<input type="checkbox"/> 新調	<input type="checkbox"/> 改刻	<input type="checkbox"/> 廃止
2	種 類	<input type="checkbox"/> 組合印	<input type="checkbox"/> 職印	
3	公 印 の 名 称			
4	書 体		5	ひ な 形
6	寸 法	方	ミリメートル	
7	印 材			
8	個 数	個		
9	用 途			
10	理 由			
承認印	管 理 者	決 裁 年 月 日		
		施 行 年 月 日		
		完 結 年 月 日		

第2号様式（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

公 印 台 帳

公 印 の 名 称				ひ な 形
書 体 及 び 印 材		書 体	印 材	
寸 法	方	ミリメートル		
用 途				印影
新 調 年 月 日		年	月	日
改 刻 年 月 日		年	月	日
廃 止 年 月 日		年	月	日
	職 名	氏 名	保 存 年 月 日	返 納 年 月 日
			・	・
			・	・
			・	・